

県外からの申請を対象に

構造計算適合性判定の電子申請（試行）を実施します

県では、構造計算適合性判定への電子申請の導入を検討しており、本格導入に先駆けて、電子申請（試行）を実施し、電子申請に係る課題等の検証を行うこととしました。
下記の留意事項に同意の上、ご協力いただける場合は、申請方法等をお知らせしますので、ご連絡ください。

協力者
募集

電子申請（試行）の対象

県外[※]からの県知事に対する申請（延床面積 1,000 m²以下）

※ 建築主、代理者、設計者のうち、一以上の所在地又は住所が県外に所在する建築物に係る申請（広島県への往来や図書の郵送に時間を要すること等から、これらを試行の対象としています）

電子申請（試行）にご協力いただくにあたっての留意事項

- 電子申請（試行）の手続きの流れは裏面をご参照ください。
- 事前にご連絡がない場合、電子申請（試行）での受付はできません。
- 申請が混み合うなど、県の都合により電子申請（試行）をお断りする場合があります。
- 電子データでの受付、審査、保存の各段階で電子化についてのシステム上の検証を行うため、通常よりも審査に時間を要することが想定されます。（お急ぎの場合は通常の方法で申請してください。）
- 県では、事前審査は行っていません。電子審査（試行）においても、審査に必要となる申請書一式のデータが揃い、手数料を納付いただいた後に受付し、受付後に審査を開始します。（受付後の申請書データの自主訂正は原則できません。）
- 電子申請（試行）では、紙の申請書（正・副）の提出は不要です。
審査終了後、判定結果通知書（公印押印ありの紙文書）と最終的な申請書（追加説明書含む）の電子データを送付します。（県で申請データの印刷はしません。必要な場合は各自で印刷してください。）
- 電子申請（試行）では、申請書（図面、計算書等を含む）を全て PDF データでやり取りします。
試行として申請書の適切なデータの構成方法を検証するため、申請データの構成・提出方法（PDF ファイルに見出しを付ける、計算書をセクションごとに分割する）などの電子的な加工にご協力ください。

試行申請の申し込み・お問い合わせ

広島県土木建築局建築課 構造審査グループ

TEL : 082-513-4159

メール : dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihan20221001.html>

QRコード



【こちらも注目】

令和4年7月7日より、構造計算適合性判定申請手数料の納付が、『Pay-easy（ペイジー）』を利用して電子納付できるようになりました。

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihan20150601.html>

QRコード



